

静岡県盛土等の規制に関する条例及び施行規則の一部改正に係る県民意見提出手続の結果

- 1 意見募集の期間：令和6年12月6日（金）から12月26日（木）まで
- 2 意見提出者：14人（全て県内在住）
- 3 寄せられた意見の概要と県の考え方：別紙のとおり
 - (1) 改正案への意見（10人）
 - (2) 改正案への意見でないもの（4人）

(1) 改正案への意見 (10 人)

通番	寄せられた意見	意見に対する県の考え方
1	<ul style="list-style-type: none"> 盛土規制法の隙間をなくすためには、条例を環境の汚染の防止に特化する必要はないので、「静岡県盛土等による環境の汚染の防止に関する条例」に名称変更することに反対である。 条例の名称は、生活環境保全を目的とする旨を簡潔に示すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 今回の盛土条例の改正は、盛土規制法によって、災害防止の規制は強化されることから、災害防止は法に委ね、盛土条例は環境保全の規制のみとするものです。 また、名称、目的の改正は、法令等との混同を避け、条例の趣旨を明確化するために必要と考えます。
2	<ul style="list-style-type: none"> 条例の目的は、盛土規制法の主旨を尊重すべきであり、生活環境保全のみを目的とすることに反対である。 不適切盛土を取り締るためには届出制ではなく許可制でよい。 	
3	<ul style="list-style-type: none"> 条例では、周辺住民等への周知のための説明会が義務付けられているが、近隣の意見を無視し一方的に事業を進めることが可能なため、制度を改正すべき。 説明会の開催だけでなく、盛土等区域の土地の所有者及び隣接地所有者に対し説明し、その同意を得るような規定に改正すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 今回の盛土条例の改正は、盛土規制法によって、災害防止の規制は強化されることから、災害防止は法に委ね、盛土条例は環境保全の規制のみとするものです。 隣接地住民の意見反映や同意取得は、盛土規制法も不要としていますので、法と合わせた条例の運用を行います。 ただし、盛土規制法では、土地所有者等が土地を安全に保つ責務を負い、盛土に危険性が認められた場合には、是正措置を命ずることがあります。
4	<ul style="list-style-type: none"> 条例では、隣接地の所有者の同意がなくても事業が実施可能であるため、隣接地の生活環境が悪化するような場合には、隣接地の同意を求めるように条例を改正すべき。 条例の目的を達成するためには隣接地の同意が不可欠である。 (類似意見 8 件) 	

通番	寄せられた意見	意見に対する県の考え方
5	<ul style="list-style-type: none"> ・盛土を原因とする土壤汚染の防止には、申請時に必要な土量を確認することが必要。 ・搬入土砂の汚染確認の手続きは、土壤汚染対策法の手続きと整合させること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・届出書に土量を明記させることを考えています。 ・土壤汚染対策法は汚染のおそれのある土砂の搬出防止の規制であり、盛土条例は搬入防止の規制になります。 ・それぞれの規制対象が異なるため、全ての手続を整合させることはできませんが、両方の規制により土壤汚染の拡散防止に努めてまいります。
6	<ul style="list-style-type: none"> ・搬入土砂の汚染のないことを証する書類に、公共事業の発注者が定めた仕様書に規定する「再生資源利用促進計画書」も含めること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共事業で作成を求める「再生資源利用促進計画書」は汚染のおそれのないことを証する書類に該当すると考えます。
7	<ul style="list-style-type: none"> ・農地において、農地造成以外の盛土が行われないように、申請者を認定農業者や認定農業法人に限定するような制度とすること。 ・申請者の資格条件に、反社や暴力団との関係性がないことを求めること。 ・市街化調整区域での農地造成は、認定農業者等に限定する制度とすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・申請や届出をしようとする者は公平に扱う必要があるので、認定農業者等の区分を設けて制限することは難しいと考えます。 ・また、改正後の条例は届出となることから、届出者に資格条件を求めることは難しいと考えます。 ・一方で、反社や暴力団との関係が疑われる場合には、警察とも連携して慎重に対応していきます。
8	<ul style="list-style-type: none"> ・農地造成への一般的な造成工事並みの規制は、過度な規制となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・盛土等による環境の汚染の防止のためには、農地造成であっても生活環境の保全上の規制は必要と考えます。 ・一方で、改正後の条例の届出の対象外となる営農行為については、農業委員会に意見を求めて判断する仕組みを検討しています。

通番	寄せられた意見	意見に対する県の考え方
9	<ul style="list-style-type: none">虚偽の盛土高さにて県や市に相談し、条例の規制から逃れて施工している者がいることから、地域の農業委員が着工前に現地状況を確認するような仕組みが必要である。	<ul style="list-style-type: none">改正後の条例の届出の対象外となる営農行為については、農業委員会に意見を求めて判断する仕組みを検討しています。
10	<ul style="list-style-type: none">土石の一時堆積については水質や土壌の分析調査を不要とする県の改正案を支持する。	<ul style="list-style-type: none">生活環境の保全が図られるように運用していきます。

(2) 改正案への意見でないもの (4人)

通番	寄せられた意見	意見に対する県の考え方
1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例を廃止した場合のデメリットを分かりやすく示してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 盛土規制法は、生活環境の保全を目的としていないことから、仮に盛土条例を廃止した場合には、不適切な盛土行為により、県民の生命、身体及び財産が侵害されるおそれがあります。 ・ また、規制の厳しい地域から緩い地域に汚染のおそれのある土砂が持ち込まれることが想定されます。 ・ このため、生活環境の保全の規制を維持するものです。
2	<ul style="list-style-type: none"> ・ パブリックコメントの実施については、静岡県ホームページを見なければわからず、また、期間も「12/6～12/21」と短すぎる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県が行う全てのパブリックコメントは、県ホームページにおいて実施しています。 ・ 意見募集期間は通常1か月程度であり、盛土対策課ホームページのほか、関係団体への通知等で周知を徹底しています。
3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 残土処理場の建設について、行政が関与する官民一体型の用地確保を要望する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間事業者が行う建設発生土の処理施設において、県が協力するための体制を構築済みです。
4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 違法盛土の通報者情報を漏洩させないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県では、通報者の情報は厳重に扱っております。
5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業振興地域においても農地以外の造成が行われており、他産業の進出が多くなると農家戸数が減り、農業振興地域を維持できなくなる。食糧生産者を育てる政策を求める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業行政を行っている県農業局、農地局に御意見を提供します。